

規則

- 告 示

- 道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告..... 6

道選舉管理委員會公表

- 政治団体の収支報告書の要旨の公表..... 7

道監査委員公表

- 監査公表第2号..... 8

規則

北海道消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第12号

北海道消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

北海道消費生活条例施行規則（平成12年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第4項第2号中「用いて」を「みだりに用いて」に改め、同項第11号中「消費者の住居等に」を削り、「送付し」の次に「、又は商品等の供給を行い」を加え、同項第12号を次のように改める。

- (12) 前号に掲げるもののほか、消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、調査、情報の提供、物品の調達その他の事業活動を実施し、損失の補償その他の名目による負

担を求めることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

別表第5項第9号中「若しくは契約の目的物の瑕疵」を削り、「の責任」を「の責任（以下この号において「損害賠償責任」という。）」に、「又は契約の目的物の瑕疵に係る事業者の修補する」を「若しくは事業者による損害賠償責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与し、又は引き渡された目的物が種類若しくは品質に関して契約の内容に適合しないときに事業者が履行の追完をする」に、「免責させる」を「免除する」に改め、同項第11号中「又は契約」を「、契約」に、「主張」を「主張若しくは代金若しくは報酬の減額の請求」に、「権利」を「権利（以下この号において「契約解除等の権利」という。）」に、「制限する」を「制限し、若しくは放棄させ、又は事業者による契約解除等の権利の有無を決定する権限を付与する」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (11)の2 事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由として契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張をすることができる権利を付与する内容の契約を締結させること。

別記第6号様式及び別記第10号様式中「性別」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別記第6号様式及び別記第10号様式の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(經過措置)

- 2 この規則による改正後の北海道消費生活条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の北海道消費生活条例施行規則別記第6号様式又は別記第10号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、当該改正規定による改正後の北海道消費生活条例施行規則別記第6号様式及び別記第10号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道精神障害者措置入院費徴収等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第13号

北海道精神障害者措置入院費徴収等規則の一部を改正する規則

北海道精神障害者措置入院費徴収等規則（昭和34年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条」を「第31条第1項」に改める。

第2条第2項ただし書中「若しくは」を「又は」に改める。 第6条の見出しを「（権限の委任）」に改め、同条中「徴収」の次に「、法第31条第2項の規定による報告等の求め」を加える。 別表第1中「所得税額の」を「所得割の額の」に、「147万円」を「56万4,000円」に改め、同表の備考1の事項中「の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定しない場合には、前前年分の所得税額）」を「について法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。）の額」に改め、同表備考中3の事項を4の事項とし、同表備考2の事項中「所得税の」を「所得割の」に、「所得税額相当額」を「所得割の額の相当額」に改め、同事項を同表備考3の事項とし、同表備考1の事項の次に次の1事項を加える。 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによることとする。 (1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「改正前の地方税法」という。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は改正前の地方税法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、所得割の額から同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に改正前の地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。 (2) 扶養義務者等が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、扶養義務者等を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。 (3) 扶養義務者等が次のア又はイに該当する者である場合は、所得割の額から地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。ただし、当該扶養義務者等が同法第295条第1項第2号の規定により市町村民税が課されないこととなる者であるときは、所得割の額を零とする。 ア 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第46条の2第2項に規定する者を有するもの	イ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、 地方税法施行令第46条の2の2第2項に規定する者を有し、かつ、当該年度の初日の属する年の前年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下であるもの 附 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則による改正後の北海道精神障害者措置入院費徴収等規則別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入院（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院をいう。以下同じ。）に係る入院医療費について適用し、施行日前の入院に係る入院医療費の徴収については、なお従前の例による。 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により入院させられていた者であって施行日後も引き続きこれらの規定により入院させられているものに係る施行日以後の入院医療費の徴収については、なお従前の例による。ただし、この規則による改正前の北海道精神障害者措置入院費徴収等規則別表第1に規定する当該者の扶養義務者等の所得税額の合算額が147万円を超えた場合は、この限りでない。				
	告 示				
	北海道告示第165号 道営土地改良（あさひ別海西地区（区画整理））事業の工事を令和元年11月8日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。 令和2年3月6日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第166号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 令和2年3月6日 北海道知事 鈴木直道 <table><tr><td>1 解除予定保安林の所在場所</td><td>苫前郡苫前町（国有林。次の図に示す部分に限る。）</td></tr><tr><td>2 保安林として指定された目的</td><td>水源の涵養^{かん}</td></tr></table>	1 解除予定保安林の所在場所	苫前郡苫前町（国有林。次の図に示す部分に限る。）	2 保安林として指定された目的	水源の涵養 ^{かん}
1 解除予定保安林の所在場所	苫前郡苫前町（国有林。次の図に示す部分に限る。）				
2 保安林として指定された目的	水源の涵養 ^{かん}				

3解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第167号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容をせたな町役場の掲示場に掲示した。

令和2年3月6日

北海道知事 鈴木直道

1通知の内容

令和2年農林水産省告示第326号

2所在が不明な者

江口 外次郎、木本 庄太郎、仲川 万次郎、河田 政信、河田 繁一、多田 忠作、水口 松太郎、畑澤 万吉、湯浅 島太郎、江上 豊吉、岡久 楠二、棕本 市太、丹羽 遊喜、吉田 彦吉、並川 長之助、井口 栄、篠岡 又平、丹羽 五郎

北海道告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

北海道知事 鈴木直道

1道路の種類

道道

2路線名

大野大中山線

3道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
亀田郡七飯町字豊田20番1地先から 同郡七飯町字中島430番1地先まで	前	6.95mから 28.09mまで	1,346.21m	――
	前	16.30mから 40.01mまで	1,227.44m	――
	後	6.95mから 28.09mまで	1,346.21m	――
	後	16.30mから 40.01mまで	1,227.44m	――
		6.95mから		

後

37.78mまで

1,413.42m

――

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁留萌教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年3月6日

北海道教育庁留萌教育局長 新井 明

1入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称

情報処理教育機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 15台分

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年8月3日（月）

(4) 契約期間

令和2年8月3日から令和7年7月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所

入札説明書による。

2入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 令和2年3月6日（金）から同年4月2日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道留萌合同庁舎4階会議室（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室） (2) 入札日時 令和2年4月16日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月15日（水）午後5時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 また、北海道教育庁留萌教育局のホームページ（http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/rky/nyuusat/nyuusatukokuji.htm）においてダウンロードすることができる。 8 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名称及び数量 情報処理教育機器の賃貸借 一式 84台分 (2) 予定時期 令和2年8月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）	9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地 (3) 電話番号 0164-42-8764 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 15 sets B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 16, 2020 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 15, 2020) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Rumoi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Suminoe-cho 2-chome 1, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan Phone : 0164-42-8764
	道 選 挙 管 理 委 員 会 公 表
	政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 令和2年3月6日 北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸
	道 監 査 委 員 公 表

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した令和元年度に係る随時監査（工事）の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

令和2年3月6日

北海道監査委員 富 原 亮
北海道監査委員 北 口 雄 幸
北海道監査委員 東 陽 一
北海道監査委員 渡 邊 直 樹
